

## 菰野町町営住宅入居申込者募集要領

### 1. 申込受付期間

令和7年1月20日（月）から

令和7年1月24日（金）まで

《受付時間》午前8時30分から午後5時15分まで

### 2. 申込受付場所

菰野町役場 2階 都市整備課

### 3. 募集戸数

福村団地 2DK 2戸（1階、2階 各1戸 **※選べません**

延床面積 56.5 m<sup>2</sup> 家賃 17,900 円 ～ 26,600 円)

大羽根団地 2DK 2戸（1階 延床面積 37.9 m<sup>2</sup> 家賃 5,200 円 ～ 7,700 円)

### 4. 申込資格

町営住宅に入居申し込みをするには次の①～⑥の条件を申込締切日までに全て備えていることが必要です。

① 菰野町内に住所又は勤務地があること。

② 住宅に困窮していることが明らかなこと。

③ 同居する親族又は同居予定の親族があること。

(1) 婚約者と申し込むことができます。

(2) 内縁関係の妻（夫）と申し込むことができます。

※入居決定後に申込者及び同居者全員が町営住宅に住民票を移すこと。

④ 申込者及び同居者全員の所得が菰野町営住宅管理条例に定める基準の範囲内であること。（令和5年中の所得で算定します。）

・次の計算による金額が158,000円以下であること。

{所得金額<sup>※1</sup> - (本人を除く同居親族数<sup>※2</sup> × 380,000円 + 特別控除<sup>※3</sup>)} ÷ 12か月

※1 所得のある方が2人以上の場合はその合算額。非課税所得（生活保護、失業保険、遺族年金等）、退職金、一時所得は含みません。

※2 別居の扶養親族があれば加算します。

※3 申込者又は同居者が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

給与所得者又は年金所得者…………… 10万円<sup>(注1)</sup>

満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族…… 10万円

満16歳以上23歳未満の扶養親族…………… 25万円

障がい者で手帳を交付された方

身体障がい1級又は2級、精神障がい1級、

知的障がいAのいずれかに該当…………… 40万円<sup>(注2)</sup>

身体障がい3級以下、精神障がい2級以下、

知的障がいBのいずれかに該当…………… 27万円<sup>(注2)</sup>

所得が500万円以下で生計を一にする子

(所得48万円以下)がいるひとり親…………… 35万円

所得が500万円以下で扶養親族のある寡婦及び、

夫と死別した寡婦…………… 27万円

(注1) 所得が当該金額以下のときはその額とします。

(注2) 障がい者による控除には障害者手帳等が必要です。

・なお、入居される方の中に下記の方がいる場合は裁量階層世帯として上記の計算による金額が214,000円以下であれば収入基準適合とします。

- (1) 身体障がい者(1級から4級までの身体障害者手帳の所持者)
- (2) 精神障がい者(障がいの程度が1級、2級の状態にある方又はその精神障害者保健福祉手帳所持者)
- (3) 知的障がい者(障がいの程度が最重度(A1)、重度(A2)、中度(B1)の状態にある方又はその療育手帳所持者)
- (4) 戦傷病患者(恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病患者手帳所持者)
- (5) 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣より「医療の給付」の認定を受けている方)
- (6) 海外からの引揚者(引き上げてから5年を経過していない方)
- (7) ハンセン病療養所入所者等
- (8) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

《参考目安：収入基準の年収(月収)換算表》

区分		収入基準	扶養親族		
			1人	2人	3人
入居 収入 基準	一般階層	158,000 以下	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)
	裁量階層	214,000 以下	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)

※給与所得者1人、()は月収、単位：円

